

令和4年4月から

宿泊施設立地に際しての事前説明手続

対象規模

・確認申請不要
(200m²以下の用途変更)

・確認申請必要

・高さ10m超or階数4以上
(商業地域高さ17m)
・延べ面積1000m²超

まちづくり条例

中高層条例

建築等指導要綱

Step 1

構想説明

・地域貢献事項
(避難所利用等)
・全体計画
(車両動線等)

構想段階での説明

地域との調和のための手続要綱【建築指導課】

- 構想段階に標識設置
(建築確認申請の90日前)
(建築確認申請不要の場合は、営業許可申請の50日前)
- 近隣住民(15m)、町内会、商店会へ説明

まちづくり条例
【都市計画課】

- 構想段階に標識設置
- 周辺(100m)へ説明

Step 2

計画説明

・詳細計画
(窓の仕様等)
・工事協定

計画段階での説明

中高層条例【建築指導課】

- 確認申請の27日前に標識設置
- 近隣住民(15m)へ説明

建築等指導要綱【医療衛生センター】

- 構造設備基準の適合確認 → 承認

建築確認申請

建築工事

Step 3

運営説明

・管理協定

運営段階での説明

旅館業条例【医療衛生センター】

- 営業許可申請の20日前に標識設置
- 近隣住民(10m)へ説明

営業許可申請

営業開始